最新判決情報

2011年

[2月分]

O KINPAK事件

東地判 H23.2.25 H21(ワ)31686 不正競争行為差止等請求事件(岡本岳裁判長)

「KINPAK」として販売する金箔を素材とする美顔パックの形態(右上掲)が周知商品表示であり、同じく金箔を使用した美顔パックである被告商品(右下掲)が原告商品の形態を模倣したものであるとして、不競法2-1-1 号及び同 2-1-3 号に基づきその使用差止と損害賠償が求められた事案である。

判決では、原告商品の周知性が否定されているので、不競法 2-1-1号該当性が否定された。

3号の**形態の模倣**については、両商品を比べてみれば分かるように、非常に酷似しているが、判決は、原告商品は不競法が保護する「商品の形態」には当らないと判断した。その理由は以下の通りである。

[共通点 1] 顔の形をした四角形状と鼻の輪郭

→ 【判決】美顔パックの基本的機能を果たすために不可欠な形態である。

[共通点 2]「金箔」を用いている。

→ 【判決】パック素材の選択の問題であり、従来から金箔は用いられていた。

[共通点3] 金箔を台紙の上に密着させ、金箔の上に薄紙を載せている。

→【判決】素材の金箔をした商品を保護するための機能、効用を果たすために不可避的なものである。

[共通点 4] 特徴的な色彩、光沢、質感がある。

→ 【判決】 金箔独特の特徴である。

不競法の「形態の模倣」を考える上で、参考になる事案である。

〇遠山の金さん事件

知財高裁 H23.2.28 H22(行ケ)10152 審決取消請求事件(飯村敏明裁判長)

第 28 類「ぱちんこ器具」他を指定商品とする登録商標「**名奉行金さん**」が、登録商標「**遠山の金さん**」を引用商標とする無効審判により無効とされたので、当該審決の取消しが求められた事案である。パチンコ業界の争いである。

判決も審決を支持し、両商標は観念において類似すると判断した。いわく、「遠山金四郎」は実在の人物であり、明治時代から歌舞伎、小説、映画、テレビ時代劇を通じて、「遠山の金さん」として大衆に親しまれてきた。

そうすると、本件商標「名奉行金さん」からは、「名奉行として知られている遠山金四郎」の観念が生ずる。 また引用商標「遠山の金さん」からも「名奉行として知られている遠山金四郎」の観念が生ずるので、両商標 は観念において類似する。







次に判決は、パチンコ業界の取引の実情について、以下の点を認定した

- ① パチンコ機の取引は、メーカーとパチンコホールとの売買が多いものの、ゲームセンターに売買されたり、ネットオークションで中古品が売買されたり、個人向けの中古品販売業者も多数いる。
- ② パチンコ業界では、90年代頃より「**版権もの**」又は「**タイアップ機種**」と呼ばれるテレビアニメ、テレビドラマ、映画、漫画等のキャラクターを使用した機種の人気が高まり、出玉に応じて液晶画面に動画が流れる演出となっている。「水戸黄門」「宮本武蔵」「じゃりん子チェ」「キン肉マン」など、複数の機種に同様のキャラクターが使用される場合もある。
- ③ 原告のパチンコ機種は、俳優松方弘樹が登場し、遠山金四郎に扮した写真が掲載されて居り、一方、被告機種では、俳優橋幸夫が遠山金四郎に扮した写真が掲載されている。

以上の認定事実より、判決は以下のように判断した。パチンコ機の大部分はパチンコホールに設置され、遊戯者はパチンコ機を売買することはないが、パチンコ機に付された商標によりパチンコ機の出所を認識、識別した上で利用するのが通常であり、また遊戯者の嗜好や人気がパチンコホールの機種選定に大きく影響するから、遊戯者の認識等を考慮して、商標の類否を判断するのが合理的である。

事情を総合すると、両商標は、外観、称呼において類似しない点があるものの、歴史上の人物である「遠山金四郎」、時代劇等で演じられる「名奉行として知られている遠山金四郎」の観念において類似するので、商品の出所について混同を生ずるおそれがある。

この判決には大いに疑問がある。つまり、両者商品に使用されている「名奉行金さん」や「遠山の金さん」は、果たして「商標」なのであろうかという点である。判決が事実認定しているように、両者商品とも「版権もの」「タイアップ機種」であり、「遠山の金さん」、「名奉行金さん」は、版権元、タイアップ先であるパチンコゲームに登場するキャラクターの名称、ないしは著作物のタイトルである。

確かに、(株)三洋物産のヒット商品「海物語」のように、パチンコ機械とメーカーとの出所が結びついたゲーム機もあるが、一方、版権物を見ると、「CR石原裕次郎 嵐を呼ぶ男」や、「CR釣りバカ日誌」、「CR加山雄三」、「ムツゴロウの動物王国」、「男はつらいよ」のように、映画俳優の芸名や映画のタイトルをそのままパチンコ機械の名称としているもの多く、これらが版権元のタイトル、つまりゲームの内容を表示しているのであって、パチンコ機械自体の商標でないことは明らかであろう。とりわけ、「石原裕次郎」や「加山雄三」を、パチンコ機械の商標とは、誰も思わないであろう。

仮に、これらの版権元のタイトルをパチンコ機械の「商標」とみた場合、版権、つまりライセンスが切れた時点で当該パチンコ機は使用できなくなるのであるし、さらに、現実的ではないかも知れないが、その後に他のパチンコメーカーに同じタイトルのゲームが許諾された場合、同一または類似するタイトルのパチンコ機械が出現することになり、商標とした場合、出所の混同が生ずること必至である。そのような一時的あるいは暫定的な表示を、「商標」と見ることには矢張り無理があるであろう。

このように、本件の「遠山の金さん」なども、パチンコ機械の出所を表示するために使用されているのではなく、パチンコ機が採用したゲームのタイトルを表示しているのであって、このような表示が商標としての使用ではないことは、古くは土産用ペナントの清水の次郎長事件や漫画一体さんのテレビまんが事件、ゲームソフトの三国志事件やぼくは航空管制官事件、音楽CDタイトルの UNDER THE SUN 事件などで広く合意されていることと思われる。

裁判所は、遠山の金さんのテレビで有名な俳優が起用されていることを認識し、版権ものとまで認定していながら、この点に気が付かなかったのであろうか。

また事実認定で、版権もののパチンコ機械では、同じテーマの著作物を基にした複数の機種が出回っていることも認定している。本件が正にそのケースであり、本来、原告、被告のみではなく、他のパチンコ機メーカーも、遠山の金さんに因んだパチンコ機を製造、販売できるのである。(但し、もろ肌脱いだ桜吹雪の金さんのストーリーは、被告東映株式会社に著作権があるようである。)

つまり歴史上の人物である遠山の金さんをモデルとしたパチンコゲーム自体は誰でも作れるのにかかわらず、 「金さん」に関係したネーミングが使用できないというのが本件判決である。

本件が正しいとすると、本来著作物の題号には著作権がないにも拘らず、著作物の題号を商標登録することで、著作物自体を独占できる結果になり、商標権の範囲を逸脱し、著作権法との整合性が失われてしまうのではないであろうか。

仮に裁判所が、取引の実情の認定として、両商標は本来の商標としては使用されていないと判断した場合、商標の類否判断には、そのような実情は斟酌することが出来ず、単に言葉としての「名奉行金さん」と「遠山の金さん」との類否を判断するだけになるのであろうか。

次に、遊戯者の認識を商標の類否判断の基準としている点は、どうであろうか。遊戯者も、キャラクターとパチンコ機械とを一体に認識して機種を選んで遊ぶのであるから、判決がいうように、パチンコメーカーは、遊戯者に好まれる機種の開発に力を注いでいることは事実である。

しかし、遊戯者が遊ぶ機種を選ぶのは、パチンコ機械の出所によってではなく、キャラクターやストーリーに 着目して機種を選んでいるのであるから、キャラクターの名称がパチンコ機械自体の商標になることはないの ではないであろうか。

もちろん、当該ゲームのタイトルが、特定のパチンコ機械の名称として周知された場合には、不競法上の 「商品等表示」として、保護の対象となり得ることは言うまでもない。

遊戯者が需要者の1つと考えられるケースもある。たとえば、パチンコ機械メーカーのハウスマークなどでは、 遊戯者がパチンコを楽しむことで特定の出所つまりメーカーを認識することになるし、その結果、遊戯者がどこ のパチンコ機械が導入されているかでパチンコホールを選ぶことがあるので、例えば周知性の認定などに当っ ては、遊戯者の認識を勘案しても良いであろう。

本件については、今後色々な方面から議論の的になるであろうが、天下の知財高裁においてこのような判決が出される以上、パチンコ機械メーカーとしては、たとえキャラクターの名称であろうと、商標登録し、自己防衛を図る以外にないが、先行するメーカーが、ある著作物にかかわる名称を商標登録している場合には、そのストーリーを使用し、関連する名称をつけることが危険であることは、肝に命ずるべきであろう。

〇セキスイ事件

知財高裁 H23.2.28 H22(行ケ)10127 審決取消請求事件(飯村敏明裁判長)

特許事務所の子会社(原告)が発注したコンピュータプログラムに欠陥があったため、役務の質について誤認を生じたとして、法 53-1 を理由に商標登録の取消しを求めた事案である。

被告商標権者は、積水化学工業(株)であり、第 42 類「電子計算機のプログラムの設計・作成・保守」他について、商標「セキスイ」(右上掲)を所有している。

セキスイ

特許事務所の子会社がプログラム作成の発注をした先は、被告 積水化学工業と(株)NTTデータとの合弁会社であり、会社名中に 「セキスイ」の語を含む商号「株式会社NTTデータセキスイシステム ズ」(使用商標:右下掲載)を使用している。

株式会社 NTTデータセキスイシステムズ つまり、原告からみると、株式会社NTTデータセキスイシステムズは、積水化学工業の通常使用権者であり、 登録商標「セキスイ」は、使用商標「株式会社NTTデータセキスイシステムズ」として使用されたことになる。

然るに、原告は、「セキスイ」の名前を信頼して、「セキスイ」の語を含む株式会社NTTデータセキスイシステムズに対してプログラムの作成を依頼したのであるが、その成果物に欠陥があったので、本件商標が表示する役務の質と、通常使用権者によって提供された役務の質とには隔たりがあり、役務の質について誤認を生じさせたというのが原告の登録取消の理由である。

しかし、判決では、本件商標「セキスイ」と使用商標「株式会社NTTデータセキスイシステムズ」とは外観、称呼において類似せず、いずれも特定の観念を生じないとして、両商標を非類似の商標と判断し、審決を支持した。

ONTT事件・NTTデータ事件

知財高裁 H23.2.28 H22(行ケ)10279 同 10279 審決取消請求事件(飯村敏明裁判長)

上記セキスイ事件と同じ構成であり、対象商標が日本電信電話(株)の登録商標「NTT」(右掲)と「NTTデータ」(標準文字商標)に代わっただけである。

